

台風第15号に係る 被災者支援の対応状況

- ・ 被災者調査で把握した罹災証明書の未申請者 …… 1P
- ・ 健康観察の必要があると思われるもの …… 2P
- ・ 福祉サービスが利用減・中断しているもの …… 3P
- ・ 土砂や災害ゴミの処分が完了していないもの …… 5P
- ・ 生活設備の不備があるもの …… 8P
- ・ 著しい減収があるもの …… 11P
- ・ 移動困難があるもの …… 13P
- ・ 費用の工面ができず、家屋の補修建替不可のもの …… 14P(8P)
- ・ その他 …… 15P
- ・ (情報提供)自宅を離れて生活している方への支援 …… 17P
- ・ (情報提供)災害義援金の分配等について …… 18P

被災者調査で把握した罹災証明書の未申請者

財政局
(市民税課・税制課)

対応状況

◆台風15号に係る被災者調査【令和5年1月10日現在】

浸水又は土砂被害があるのに罹災証明書の申請をしていないもの (被災者調査で罹災証明書の申請について「申請予定」「わからない」 又は「回答なし」で回答されたもの)	544件
--	------



◆税務部における対応

- (1) 544件について罹災証明書の申請状況を確認した結果、136件が既に申請済み(すべて交付済み)であった。
- (2) 申請が確認できなかった408件について、令和4年12月から電話又は訪問により、被害状況の聞き取り、支援策の案内及び罹災証明書の申請意思の確認を行った。
- (3) 「申請希望あり」とされた方には順次、被害認定調査を実施し、調査時に申請書を記入してもらい、罹災証明書を発行した。

対応結果

◆申請意思を確認した408件の状況【令和5年1月30日現在】

申請意思の確認	件数	証明交付件数	備考
申請希望あり	186件	177件 (床上57件 床下等120件)	9件は被害認定調査を完了し 交付準備中
申請希望なし※	188件	—	
意思確認中	34件	—	不在票投函済 29件 電話確認継続中 5件

※把握できた「申請希望なし」の主な理由
・「被害が軽微であるため」

健康観察の必要があると思われるもの

保健福祉
長寿局
(健康づくり推進課)

対応状況

内 容	該当 世帯数	対応済 件数
被災による心身不調者の通院困難	749	749
通院が必要な家族の通院回数減又は通院中断		
服薬が必要な家族の服薬の中断又は薬の入手困難		
著しい食欲減退や、食事をとらなくなった家族あり		
災害のフラッシュバックによる精神不安あり		

対応内容

【支援の概要】

健康観察の必要があると思われる世帯(上記5項目)に対し、保健師が電話にて受診状況・健康状態・被災後の心身の変化等を確認し、傾聴・共感するとともに、必要に応じ、助言、相談支援機関の紹介等を実施。(11月21日～)749世帯に対応

【支援の状況】

- 被災者調査において早期に対応が必要と判断された4世帯については、優先的に状況把握した。
- 体調の改善・不安の解消・必要なサービスや家族等の支援を受けている世帯については、健康に関する相談先を確認又は情報提供し、被災を受けての健康支援は終了(735世帯)
- 電話連絡の結果、さらなる情報収集、支援や情報提供が必要な場合、健康支援班所属の保健師(健康づくり推進課、子ども家庭課、各区健康支援課)及び必要に応じその他専門職(精神保健福祉士、心理士等)による家庭訪問や面談を実施(14世帯)
 - 内訳・被災を受けての健康支援は終了し、その他の健康課題があるため通常健康支援に移行した。(5世帯)
 - 被災による体調不良が改善(症状が軽減・安定)し、支援を終了(5世帯)
 - 相談先や支援者が確保され、不安が解消・緩和されたため支援を終了(4世帯)

【対象世帯の健康状況】

- 家屋修繕の見通しがつくことにより状態が安定
 - 家族等の支援があることにより状態が安定
 - 降雨による不安感の増加、睡眠への影響が生じる 等
- ※被災者調査時に、被災直後の症状について回答した者がいた他、調査員が被災者の声を幅広く聴取したものの、医療専門職の視点で総合的に判断した結果、支援を終了することが可能な者が多かった。

【今後の対応】

通常健康支援活動を実施する。または、健康観察を終了した対象者や関係機関からの相談に応じて支援していく。

福祉サービスが利用減・中断しているもの

保健福祉
長寿局
(介護保険課)
(障害福祉企画課)

対応状況

内 容	該当 世帯数	対応済 件数
介護サービスの利用減・中断	20	20
障害系サービスの利用減・中断	5	5

対応内容

●介護サービスの利用減・中断

【支援の概要】

全件、担当ケアマネージャーと連絡を取り、サービスの再開や変更調整など、対象者の状況を確認した。

【支援の状況】

- ・対応完了 17名(サービス再開・変更調整済み)
- ・その他 3名(主治医の指示によるサービス休止、死亡(災害とは無関係)によるサービス終了、介護サービスの利用がない)

●障害系サービスの利用減・中断

【支援の概要】

全件、各区の障害者支援課及び計画相談等サービス事業所と連絡を取り、サービスの再開や変更調整など、対象者の状況を確認した。

【支援の状況】

- ・対応完了 3名(被災前からサービスの変更が生じてないもの)
(本人の状況調査を行い、意向によりサービスを終了したもの)
(被災後サービスの変更が生じ、見守り対応していたが、被災前のサービスに移行したもの)
- ・その他 2名(被災者調査時の報告とは異なり、実際には障害系サービスの利用がないもの)

福祉サービスが利用減・中断しているもの

子ども
未来局
(幼保支援課)

対応状況

内 容	該当 世帯数	対応済 件数
保育サービスの利用減・中断	3	3

対応内容

●概要(被災により利用減・中断していた保育サービスへの対応)

3世帯中2世帯は同じ園の利用者。同園の被災状況は、発災直後から継続的に確認しており、2世帯を含む同園の利用者は、代替え保育として、全員、同一法人の系列園で保育サービスの利用を継続するとともに、世帯の事情により転園を希望する世帯には、個別相談支援を実施。被災者調査時点では2世帯が対応済みであり、1世帯の状況を再調査した。

●保育サービスの利用状況(対象:3世帯、令和5年1月31日時点)

【対応完了】2世帯

1世帯は、同一法人の系列園を利用していたが、通園時間など世帯の事情により転園希望があったことから、手続きの上、他園にて保育サービスを利用していることを確認している。もう1世帯は、転園の希望等がないため、引き続き同一法人の系列園で保育サービスを利用していることを確認している。

【対応不要】1世帯

再調査を実施した結果、発災当時は、園の被災により通園できないことで支障があったが、園の復旧に伴い、保育サービスを利用できることを確認したため、対応不要。

土砂や災害ゴミの処分が完了していないもの

市民局
(市民自治推進課)

対応状況

内 容	該当 世帯数	対応済 件数
片付け作業の停滞	187※	163

※該当世帯数650について市民局・環境局・都市局で連携して対応。そのうち市民局が対応する157世帯に、調査票の自由記載欄や調査員所感をもとに抽出した、住宅の片付け作業の支援や見守りが必要と思われる世帯30件を加えた世帯数。

対応内容

上記の187世帯に対して、電話や訪問により、その後の状況や今後の見通し等を聴き取り、必要な支援につなげている。

【対応状況】

○対応完了	156件
・災害ボランティアセンターを案内	89件
・他部署へ引継ぎ（土砂対策、税、水道関係等）	6件
・その他支援策を案内（カーシェアリング、暖房器具提供等）	6件
・（本人からの申出等により）今後の対応不要	42件
・支援制度及び各連絡先のご案内の配布	13件
○対応中	24件
・郵送による現状調査を実施中	24件
○その他（電話連絡前に対応完了、意見のみの案件等）	7件

【今後の対応】

引き続き、市民局、環境局、都市局が連携して遺漏なく対応していく。

土砂や災害ゴミの処分が完了していないもの

環境局
(収集業務課)

対応状況

内 容	該当世帯数	対応済件数
災害ゴミの収集や運搬実施への不安	445※	355

※該当世帯数650について市民局・環境局・都市局で連携して対応。そのうち環境局が対応した世帯数。

対応内容

【対応内容の詳細】

災害ごみの収集依頼をした被災者に対し、電話での聞取りや直接訪問することにより状況の確認を行い、世帯の状況に応じた災害ごみの戸別収集を実施している。

被災者の困りごとが災害ごみ収集以外にも及ぶようであれば、関係部署(市民局、都市局など)にも情報提供を行い、被災者に寄り添った対応を実施している。

【対応状況の内訳】

- 依頼件数:445件(電話・戸別訪問により、全件アプローチ済み)
- 連絡確認済:355件(戸別収集対応済:79件・対応不要:276件)
- 連絡が取れない世帯: 90件(継続して戸別訪問等により対応中)

【今後の対応】

引き続き、市民局、環境局、都市局が連携して遺漏なく対応していく。災害ごみの収集にあたっては、期限は設けず、被災者からの依頼があれば都度対応していく。

土砂や災害ゴミの処分が完了していないもの

都市局
(都市計画課
(土砂対策チーム))

対応状況

【宅地内土砂の撤去支援】

(令和5年1月24日時点)

■被災情報箇所 580件※

※被災者調査による該当世帯数650について市民局・環境局・都市局で連携して対応。そのうち都市局が対応した世帯数も含む。

■土砂撤去の支援が必要な件数 239件

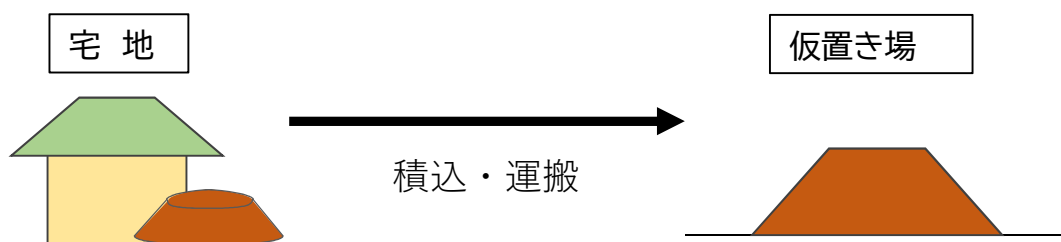
①撤去作業中 3件 ②撤去済み 236件

進捗率(①+②) 98.7%

対応内容

【事業内容】

宅地内土砂の撤去は、2次災害の防止、公衆衛生などの観点から、自力で撤去が困難な場合で、日常生活に著しい支障を及ぼしている宅地内の土砂の撤去を行政が支援するもので、10月7日に「宅地内土砂対策チーム」を発足し、宅地内に流入した土砂を直接排除し、仮置き場まで運搬する業務を実施



【今後の対応】

- ・宅地内土砂の撤去については、年度内に事業が完了する予定
- ・今後の災害時における体制など、検証結果を踏まえ、継続して検討

生活設備の不備があるもの 費用の工面ができず、家屋の補修建替不可のもの

都市局
(建築指導課)

被災者調査の結果

内 容	調査に対する 回答数
住宅設備(風呂・トイレ・台所等)の不備	658
家屋が被災したが建て替え補修の目処がたっていない	213
費用の工面ができないため、家屋の建て替え補修をしない	60

(ニーズに対する受け止め方)

調査の結果、住宅の応急修理に対するニーズがあったため、引き続き既存の応急修理事業の周知を図り、被災者支援につなげる。

対応内容(住宅の応急修理支援制度)

時 期	R4.10月末	R4.11月末	R5.1.24時点
受付件数	633件	1,110件	1,289件
見積審査件数	11件	397件	850件
工事請書件数	4件	129件	285件
完了件数	0件	1件	80件

(1)制度概要等

住宅の応急修理は、罹災証明において「準半壊」以上の被害認定を受けた世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な部分の応急的な修理を市が修理業者に修理を依頼しその費用を直接業者に支払う制度

・対象工事：住宅の居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な応急修理(他要件あり)

・支援内容：①半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊 655,000円以内

②準半壊 318,000円以内

・応急修理工事の完了日:令和5年9月22日まで

(2)相談受付、支援状況

①12月中旬、修理見積書審査件数が急増したことにより、遅滞なく事務実施が図れるよう局内で連携し、職員応援体制を構築し、修理業者に対し迅速な応急修理手続きを進めている。

②制度申込をしたものの修理見積書の提出がない申込者に対し、工事のスケジュール調査を実施。住宅の応急修理を早急に完了するために進行上のフォローを行っている。(調査対象約600人)

(3)今後の対応

①罹災証明発行数が多い清水区、葵区で相談、申込窓口を継続して実施する。

②被災者調査による建築設備等の修理を必要とされている方で、申込みがない対象に制度の案内を通知する。

○対象者数 約200人に1月下旬発送予定

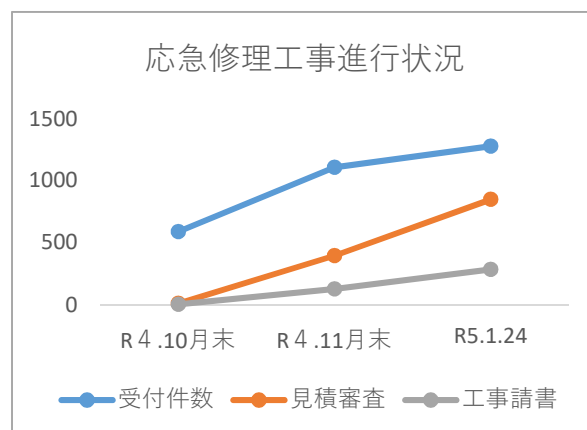
(4)申込締切

①令和4年度修理工事完了分

→令和5年2月28日まで

②令和5年9月22日までの完了分

→令和5年6月23日まで 8



生活設備の不備があるもの

環境局
(環境創造課)

被災者調査の結果

内 容	調査に対する 回答数
エアコン・冷蔵庫・洗濯機等生活必需家電の不備	1,245

(ニーズに対する受け止め方)

生活必需家電に対する支援ニーズが多いため、既存の省エネ家電製品購入促進事業補助金制度の活用により被災者支援につなげる。

対応内容

「省エネ家電製品購入促進事業補助金」により、下記のとおり対応している。

【事業期間】

令和5年1月末日までの製品購入が対象

【対象家電】

一定の省エネ性能以上のエアコン、冷蔵庫、テレビ、照明器具

【補助額】

15万円以上:3万円、10~15万円:2万円、5~10万円:1万円

【現在の対応状況】(1/26時点)

10/1以降(災害発生以降)で、

- 被災区域(一定の床上浸水被害があった地域)からの申請:931件
(市全体では4,100件)
 - うち交付決定済:707件
 - 交付手続き中:224件
- 既存制度が被災者へ周知されるよう、情報提供を実施
 - 生活再建支援金申請勧奨通知(市民局実施)へのチラシの同封
(12月7日、12月21日に送付)
 - 被災者支援窓口との連携による制度周知
- 被災者の需要に応えるための十分な予算の確保
 - 11月補正予算にて、当該事業の予算額を増額
(補助金として100,000千円を増額)

生活設備の不備があるもの

経済局
(産業政策課)

被災者調査の結果

内 容	調査に対する 回答数
その他の生活備品(畳・寝具・倉庫等)の不備	932

(ニーズに対する受け止め方)

調査の結果、災害救助法の適用に伴う「被服、寝具その他生活必需品の給与等」に関する意見はなかったが、法に基づき、日常生活を営むことが困難な方に対する支援として当該業務を実施した。

対応内容

災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給与等業務（9月追加補正）

(1) 支援の内容

住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対し、費用の限度額以内に対象品目を現物により給与等を行う。

(2) 費用の限度額

住家の被害の程度、世帯人数により異なる
 例：床上浸水 2人世帯の場合は 8,200円
 床上浸水 3人世帯の場合は 12,300円
 床上浸水 4人世帯の場合は 15,000円

(3) 対象品目 (39品目)

内閣府の取扱要領に対象品目の例示あり

- 被服（肌着、ショーツ）
- 寝具（掛布団、敷布団など6点セット）
- 衛生用品（トイレットペーパー、マスク、ティッシュペーパー、タオルなど）
- 台所用品（ゴミ袋、洗剤、鍋など）
- 掃除・洗濯用品（洗剤、雑巾など）

(4) 申請受付期間

令和4年10月11日(火)～令和5年1月31日(火)

(5) 申請受付状況(令和5年1月25日時点)

- 受付件数：584件
- 受付総件数見込：600件
- 配送状況：約570件
- 執行額：約8,000千円(予算額49,200千円)
- 注文総数：約8,700品
- 主な品目
 - ・ティッシュペーパー：1,277品
 - ・トイレットペーパー：1,275品
 - ・ゴミ袋：909品
 - ・洗濯用洗剤：564品
 - ・台所用洗剤：557品

(6) 周知方法

- 市HP掲載
- リ災証明書発行時に案内を同封
- 清水区の特に浸水被害が多かった地区の連合町内会にご協力いただき、地域の方達に周知
- 公共施設等に配架した『被災者支援制度のご案内』パンフレットに掲載
- 自宅での居住が困難で市営住宅の入居相談に来た方へのチラシ配付
- 住家の被害が半壊以上の被災者に対し、チラシ送付

著しい減収があるもの

被災者調査の結果

内 容	調査に対する 回答数
自営業・経営者の著しい減収及び店舗減失	127

(ニーズに対する受け止め方)

発災直後から事業者等の被害状況やニーズの把握に努め、必要な支援策について随時補正予算(9月追加・11月追加)において対応した。

今後も引き続き事業者等の声を聞き取り、必要に応じて時宜を捉えた支援策の検討を行っていく。

対応内容

1. 中小企業等支援

(1) お見舞い・営業継続支援

【被災中小企業等支援金支給事業】 9月追加補正予算

被災した市内中小企業等に対して支援金を支給

対象者 : 市内に所在する全ての業種の中小企業等(個人事業主含む)で罹災証明書の交付を受けた者
 支給額 : 10万円
 実績 : 申請件数 1,063件
 交付決定件数 1,037件 交付決定金額 103,700,000千円 (1/25現在)

(2) 資金繰り支援

【中小企業災害対策資金利子補給事業】 9月追加補正予算

静岡県の「中小企業災害対策資金」の融資と協調し最大10年間の利子相当分を助成(うち3年目まで実質無利子)

対象者 : 静岡県中小企業災害対策資金の融資を受けた中小企業
 補給期間 : 10年以内
 実績 : 申込件数 390件 (1/25現在)

(3) 復旧・再建支援

【被災中小企業等復旧・再建支援事業】 11月追加補正予算

県が実施する「被災中小企業再建支援事業費補助金」と合わせ復旧に要する費用の一部を助成

対象者 : 市内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者等で、業務用の施設、設備等に被害を受け、罹災証明書等の交付を受けた者
 補助対象 : 災害復旧・再建に要する建物の修繕・機械設備や業務用車両の修繕・購入等に係る経費
 補助額 : 県 50万円~200万円・市25万円~100万円
 上限額 : 県 200万円・市 100万円 ※2月初旬の申請開始に向け準備中

2. 農業者支援

(1) 復旧支援

【農地等災害復旧事業】 9月追加補正予算

農地等の災害復旧に要する経費を助成

対象者 : 市内に農地等を所有又は借り受け営農し、今後も営農の意思のある農業者(団体含む)
 ※令和3年又は直近事業年度の農産物販売金額が50万円以上のものに限る
 補助対象 : 台風第15号により被害を受けた農地等の原形への復旧に要する経費
 補助率 : 2分の1以内
 上限額 : 100万円
 実績 : 申請件数 11件 申請金額 3,581千円
 交付決定件数 5件 交付決定金額 1,363千円 (1/25現在)

著しい減収があるもの

保健福祉
長寿局
(福祉総務課)

被災者調査の結果

内 容	該当 世帯数	対応済 件数
被雇用者の著しい減収及び失業	56	28

(ニーズに対する受け止め方)

本市では、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援機関「暮らし・しごと相談支援センター」を設置しており、支援メニューの中には、勤務先の事業縮小・停止による著しい減収や失業に対する支援も含まれる。

そのため、「暮らし・しごと相談支援センター」運営受託者である静岡市社会福祉協議会と協議を行い、被災を原因とした被雇用者の著しい減収及び失業も、「暮らし・しごと相談支援センター」で支援を行うこと、また、速やかに支援を行うことが効果的であるため、文書の発送等の方法によらず、被災者調査で得られた電話番号を利用し、架電によるプッシュ型のアプローチを取り、速やかに支援に繋げる方針を確認し、支援に着手した。

対応内容

●被雇用者の著しい減収及び失業

【支援の概要】

調査結果に基づき、本市自立相談支援機関「暮らし・しごと相談支援センター」(運営委託:静岡市社会福祉協議会)によるプッシュ型の電話状況確認を実施していくとともに、必要に応じて生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を行う。

生活状況の急迫が認められる場合は、福祉事務所と連携し、生活保護受給など必要な支援に繋げていく。

【支援の状況】

- 令和4年12月13日 被災者情報を元に、45件の対象者に架電を開始
その後の追加を含め、全56件にアプローチ。(連絡が取れた件数28件 取れない件数28件)
連絡の取れた28件の対応詳細

状況	件数
「暮らし・しごと相談支援センター」による就労支援を開始した。 ⇒以降、就労支援を通じて経済状況の改善を図る	2
生活状況の急迫が認められ、生活保護開始となった。 ⇒以降、生活保護のケースワークを通じて、自立を支援する。	2
本人の就労状況改善(就労先の業務再開・転職等による)が認められた ⇒状況変化時には「暮らし・しごと相談支援センターにて支援する旨伝え、支援を終結	11
自ら求職活動を実施している等の理由により、就労支援を必要としない旨、意思表示があった。 ⇒状況変化時には「暮らし・しごと相談支援センターにて支援する旨伝え、支援を終結	5
就労支援を受けるか決めかねていると回答があった ⇒次回の電話を予約し、(概ね1~2週間)架電継続	8
合計	28

連絡の取れない28件について

- 初回連絡時より、概ね1週間程度の間隔を空け、架電を継続中
- それでもなお連絡が取れない場合は、本市の自立相談支援機関「暮らし・しごと相談支援センター」の案内文書の郵送を検討

移動困難があるもの

都市局
(交通政策課)

被災者調査の結果

内 容	調査に対する回答数
通勤通学に支障あり	631
通院買い物に支障あり	419
その他の移動困難あり	487

(ニーズに対する受け止め方)

被災した市民が、移動困難と感じている主な理由は、自家用車の故障や部品不足で修理や再調達が困難な状況により、ドアツードアで移動できなくなったことであるととらえ、自由に利用できる車両の貸出が効果的であると判断し、日本カーシェアリング協会(市内で自動車の無償貸出事業を実施する団体)への支援を行った。

対応内容(民間事業者による無償自動車貸出事業への申込状況)

時 期	R4.10月末	R4.11月末	R5.1.20時点
場 所	常葉大学 瀬名キャンパス	市有地(静岡市葵区東静岡1-1)	
貸出件数	94件	227件	290件
待機件数	約100件	20件	0件
貸出用車両数	約40台	80台	89台

日本カーシェアリング協会への支援内容(R4.11.1~)

- ・ 活動拠点として市有地の貸出
- ・ 洗車スペース、発電機の貸出
- ・ 自動車寄付の斡旋 等

支援による効果

交通の便が良く、広大な市有地を貸出

市民の
アクセス向上

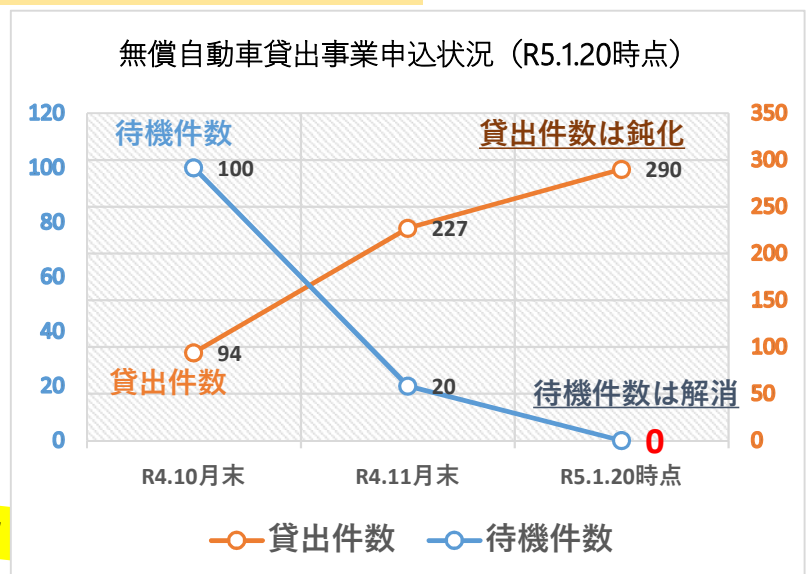
貸出用車両数の
増加

⇒ 貸出件数の増加・待機件数が減少し、
移動困難な市民への支援につなげた。

待機件数はゼロに!

今後の対応

待機件数が解消され、新規申込者が大幅に減少しているため、R5.2.28で新規無償貸出は終了予定。
貸出延長希望があった場合は、協会と調整し、支援を実施予定。



費用の工面ができず、家屋の補修建替不可のもの

市民局
(市民自治推進課)

被災者調査の結果

内 容	調査に対する 回答数
費用の工面ができないため、家屋の建て替え補修をしない	60

(ニーズに対する受け止め方)

調査の結果、費用の工面ができないため家屋の建て替え補修をしないという回答があったため、被災者生活再建支援法に基づく支援金の周知を図り、被災者支援につなげる。

対応内容

○被災者生活再建支援金についての勧奨通知を住宅の被害が半壊以上の被災世帯(2,446世帯)へ送付した。

【被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給】

- ・対象者:建物の被害の程度が全壊、大規模半壊又は中規模半壊
- ・申請期間:基礎支援金 令和5年10月22日まで
加算支援金 令和7年10月22日まで

被害の程度	対象件数 (1/24)	勧奨通知 (12/2・ 12/19)	申請受付 (1/24)	被災者生活再建 支援金制度対象	
				解体なし	解体あり
全壊	4	4	4	基礎支援金 + 加算支援金	基礎支援金 + 加算支援金
大規模半壊	10	9	7		
中規模半壊	129	109	25	加算支援金	
半壊※	2,379	2,324	7	対象外	

※被害の程度が半壊の場合にあつては、建物を全部解体した場合に支援の対象となるため、2,324世帯(12月2日・19日時点での半壊世帯)に対し支援金の案内文書を送付。

【今後の対応】

- ・申請期間内においては、申請勧奨のため案内文書の送付を引続き実施する。

被災者調査の結果

内 容	調査に対する 回答数	対応済 件数
ペットの同居や世話が不安	84	80

被災により、ペットとの同居や世話に関して不安を感じる市民の方が多くいることを改めて認識したため、直接お話を伺いながら現在の状況を確認し、必要な助言や支援をすることで、不安の解消を進めた。

対応内容

●ペットの同居や世話が不安

【支援の概要】

- ・84件のうち、80件について、1月20日までに電話または自宅への訪問により、ペットに関する現在の状況や不安に感じたことについて話を伺い、必要に応じた助言を行うことで不安の解消につなげた。現在、ペットに関して早急に支援が必要な方はなく、引き続き、困りごとがあった場合は、動物指導センターで相談に乗ることを伝えたところ、「安心した」等の声をいただいた。
- ・訪問や週に1度の電話によりアプローチしたものの、直接話を伺っていない4件については、相談窓口である動物指導センターの連絡先を文書で自宅にお知らせした。引き続き、状況の把握に努めていく。

【主な不安内容】

- ・災害時、災害直後ペットの様子に変化があった
- ・災害時にペットを連れて避難ができるのか
- ・今後、災害で停電や断水があった場合のペットの体調管理
- ・住宅のリフォームのため、ペットと同居できる住宅探し
- ・住宅リフォームなど、環境が変わった際のペットのストレス

【主な助言内容】

- ・市ではペットとの同行避難や避難所におけるペットスペースの確保を進めていること
- ・マイクロチップの装着など日頃からのペットに関する災害の備え

被災者調査の結果

内 容	調査に対する 回答数
手続きが複雑	528

(ニーズに対する受け止め方)

調査の結果手続きが複雑という回答があったため、手続きが円滑に進むよう該当する窓口では被災者に寄り添いながらの相談・案内を行い、また、出張相談窓口を設けて支援策の説明、相談や制度の案内の作成を行うことで被災者支援につなげる。

対応内容

(1) 被災者支援窓口の開設

○開設時期 10月11日(火)～12月28日(水)

葵区・駿河区・清水区に被災者支援の制度案内や申請受付を行う窓口を設置。

「専門家による相談」と一体的に開設することで、被災された方の状況に応じたきめ細やかな支援を実施。

※現在、各種支援制度の相談・申請は、それぞれの担当課にて対応。

◆ 専門家による無料相談(生活なんでも相談会)

清水区役所では継続して実施(1月11日(水)からは週3回(月・水・金))

(2) 自治会主催生活再建支援相談会での出張相談窓口設置

○都市局(応急修理制度や被災者応急住宅支援金等)、清水区(各種相談窓口)、市災害ボランティア本部(静岡市社会福祉協議会)と連携し、出張相談窓口を設け支援策の説明、相談を実施。

○実施実績(市が出張相談窓口を設けた自治会主催の相談会)

- ・11月 3日 草ヶ谷自治会(庵原地区) ・11月22日 石川自治会(飯田地区)
- ・11月25日 天王町自治会(高部地区)

(3) 被災者再建支援金等の案内送付

○被災者生活再建支援制度が複雑であるため、支援金の対象となるか等を簡単に確認できるフロー図を作成し案内を送付

○発送者 住宅の被害が半壊以上の被災者

(4) 被災者支援制度のご案内

○支援に係る冊子「被災者支援制度のご案内」のHPへの掲載や生涯学習交流館などの市関係施設に配架している。

【新たな支援事業】自宅を離れて生活している方への支援

該当世帯数

内 容	該当世帯数	対応済件数
みなし仮設入居者	47	—
市営住宅一時利用者	18	—
応急住宅支援金利用者	150	—
その他被災者調査により自宅外避難が判明した者	67	—
合 計	282	—

(該当世帯数は令和4年12月28日時点、1月18日から聞き取り開始)

【支援の概要】

住家に被害を受けた被災者は、災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることになる。

被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことが出来るよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで、被災者を専門相談支援機関へつなぐ等の支援を行う。

【支援の状況】

・事業実施の提案 令和4年12月12日(月)第11回災害対策本部 検討会議に事業提案
※現計予算の組替により、委託による早期の事業着手の方向性を確認

・委託契約の締結 受託者:静岡市社会福祉協議会 契約期間 令和5年1月4日(水)~令和5年3月31日(金)
契約額:¥7,189,600-

令和5年

1月 4日(水) 「静岡市地域支え合いセンター」開設(センター長1名・副センター長1名・生活相談支援員3名)以降、対象282世帯のリスト精査・チラシ印刷物の用意・職員研修を実施し完了

1月13日(金) 支援対象者282世帯に対し、「見守り支援の実施について」「センター開設のお知らせ」を文書で発送し周知

1月18日(水) 支援対象者に対する電話による聞き取りを開始(2月上旬までに完了予定)
・聞き取り内容から随時今後の「孤立防止支援」「生活再建支援」の必要性を判定する。
・支援員が聞き取りの過程で生活の急迫を感じ取った場合には、対象者全員の調査完了を待たず随時訪問を行う。

【今後の対応】

2月上旬から訪問による見守り支援開始

・訪問時に支援ニーズを引き出し、ニーズに合う官民のサービス(地域包括支援センター・ボランティア団体の行う孤立防止の為に高齢者サロン・生活再建相談会)に繋げる。

・訪問による見守り支援は、自立後のフォロー期間も実施する。

※事業終期は、災害救助法に基づく仮設住宅閉鎖時(令和6年度中)を想定

災害義援金の配分等について

1 配分内容

被災者の生活再建を支援するために寄せられた災害義援金（11月21日時点の市に寄せられた額と県から配分される額の総額178,442,778円）について、11月28日（月）に静岡市災害義援金配分委員会を開催し、下記のとおり第1回の配分内容を決定

《被害の程度ごとの第1回配分額》

被害の程度（住家）	1件当たりの配分額	うち市義援金	うち県義援金
全壊	111,000円	22,000円	89,000円
大規模半壊	82,000円	16,000円	66,000円
中規模半壊	68,000円	13,000円	55,000円
半壊	55,000円	11,000円	44,000円
準半壊	27,000円	5,000円	22,000円
一部損壊 床上浸水	10,000円	2,000円	8,000円
一部損壊 浸水以外	10,000円	2,000円	8,000円

※一部損壊のうち床下浸水の方は配分対象外

2 実施状況（令和5年1月18日現在）

(1) 申請書送付件数 **3,712件**

12月5日から罹災証明書の交付を受けた被災者宛てに「申請のご案内」及び「申請書」を送付

(2) 申請書返送件数 **3,234件**（返送率：87.12%）

(3) 支給済み件数 **3,231件**（1/27振込分を含む）

12月23日から支給を開始

3 今後について

令和5年3月に第2回の配分委員会を開催し、第2回の配分等について協議を実施する予定

4 義援金の受付状況

静岡市受付分 **59,213,739円**（令和4年12月28日受付終了）

静岡県からの受付分 **131,140,000円**（第1回配分金額。今後、追加配分予定あり）